

里親が行う養育に関する最低基準

○懲戒に係る権限の濫用の禁止(第6条の2)

- ・ 里親は、委託児童に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

◇児童福祉法 第47条第3項

…里親は、受託中の児童について、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

